

基発 1214 第 2 号
令和 2 年 12 月 14 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 12 月 2 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 340 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 193 号）により、ベンジルアルコール及び当該物を含有する製剤その他の物について、譲渡し、又は提供する場合のラベル表示、SDS の交付等を義務付け、また、製造又は取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務付ける改正を行ったところです。本改正につきましては令和 3 年 1 月 1 日より施行することとしており、本改正政省令の施行につき別添のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

基発 1214 第 1 号
令和 2 年 12 月 14 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 340 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 193 号。以下「改正省令」という。）が令和 2 年 12 月 2 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行することとされたところである。改正政令及び改正省令の趣旨、要点等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達記載の内容については、別添のとおり、関係事業者等団体の長宛て傘下会員事業者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第 1 改正の趣旨

1 改正政令の趣旨

本改正は、「令和 2 年度第 2 回化学物質のリスク評価に係る企画検討会」（令和 2 年 9 月 4 日開催）の議論を踏まえ、ベンジルアルコールを以下の（1）から（3）までの措置の対象となる物質（以下「対象物質」という。）として追加するため、必要な改正を行うものである。

- （1）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項の規定による化学物質の名称等の表示（ラベル表示）
- （2）法第 57 条の 2 第 1 項の規定による化学物質の名称等の通知（安全データシート（SDS）の交付）
- （3）法第 57 条の 3 第 1 項の規定による化学物質の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）

2 改正省令の趣旨

本改正は、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく分類を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」という。）別表第 2 において、ベンジルアルコールを含有する製剤その他の物に係る裾切値（対象物質を含有する製剤その他の物中の当該対象物質の含有量がその値未満の場合、名称等の表示義務等の対象とならない値）を設定するものである。

第 2 改正の要点

1 施行期日及び経過措置

施行期日は令和 3 年 1 月 1 日としたこと。ただし、改正政令の施行の際現に存在するベンジルアルコールについては、名称等の表示義務に係る法第 57 条第 1 項の規定は、令和 3 年 6 月 30 日まで適用しないこととしたこと。

2 改正政令関係

(1) 基本的事項

ア 改正の基本的な内容

労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）別表第 9 に「ベンジルアルコール」を追加したこと。

なお、「ベンジルアルコール」は、当該化学物質による労働災害事案が多発していることから追加したものであること。

イ 事業者が実施すべき事項についての基本的な考え方

ベンジルアルコールについて事業者が実施すべき事項に係る基本的な考え方は、本通達によるほか、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」（平成 12 年 3 月 24 日付け基発第 162 号）及び「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について」（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）（平成 27 年 8 月 3 日付け基発 0803 第 2 号）等によるべきものであること。

ウ 留意事項等

ベンジルアルコールは、職業性疾病（慢性）に関して安全に使用するための基準が示されている物質である一方、令別表第 9 に掲げる物以外の物質には危険有害性が不明なものがあるため、事業者に対して、対象物質以外であっても危険有害性が不明な物質への代替を推奨するものではないことに留意すること。

(2) 細部事項

ア 塗料の剥離及びかき落とし作業について

「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」
(令和2年8月17日付け基安化発0817第2号(令和2年10月19日
一部改正)。以下「課長通知」という。)の記の2(2)に則ったばく
露防止のための措置を行うこと。

イ ベンジルアルコールを含有する剥離剤の取扱い作業において講ずべき措置

剥離剤にベンジルアルコールが含有されている場合は、課長通知の
記の3(1)イに則った措置を講ずること。

3 改正省令関係

ベンジルアルコールのCAS番号及び裾切値は別紙のとおりであること。

ベンジルアルコールの CAS 番号及び裾切値

物質名	CAS 番号	裾切値	
		表示 (重量%) (則第 30 条関係)	通知 (重量%) (則第 34 条の 2 関係)
ベンジルアルコール	100-51-6	1%未満	1%未満

※ 上記の CAS 番号は例示であり、上記に記載の無い CAS 番号のベンジルアルコールを含有する製剤その他の物が存在する場合もあること。